

令和5年度 堺市会計年度任用職員 (小口更生資金貸付金管理等業務) 採用試験受験案内

1 募集内容

職種	社会福祉事業等に関する法務事務
業務内容	①堺市小口更生資金貸付基金条例に基づく基金管理及び生活保護法に基づく債権の管理に関する業務 ②滞納者に対する徴収・債権管理に関する業務 ③社会福祉事業等に関する事務 ④その他所属長が指示する業務
勤務地	堺市 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課
雇用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
雇用の更新	市が必要と認める場合かつ勤務成績等が良好なものについては、任期を1年ごとに、連続2回を限度として、最長、令和8年3月31日まで再任します。
募集期間	令和5年1月13日(金)～令和5年1月27日(金)
採用予定人数	1名

2 応募資格

■ 社会福祉主事任用資格を有する または 取得見込であること

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することが必要です。

- (ア) 社会福祉法により、学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上履修し、卒業すること
- (イ) 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の過程を修了すること
- (ウ) 社会福祉法により、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること

※厚生労働大臣の指定する科目等については、必ず厚生労働省ホームページ「社会福祉主事任用資格の取得方法」で確認してください。



■ 生活困窮者・社会福祉関係相談支援業務の相当の経験を有すること

(例：福祉事務所や社会福祉施設、その他福祉関係の事業所等にて勤務経験があるなど)

■ パソコンの基本操作（Word 文書作成や Excel 表計算処理等）ができること

※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

地方公務員法第 16 条（抜粋）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験詳細

日時	令和 5 年 2 月 1 7 日（金） 「集合」及び「試験開始」時刻については、お申込後にお知らせします。
会場	堺市役所 本館（堺市堺区南瓦町 3 番 1 号）
実施方法	個別面接及び書類選考（職務経歴など）

4 申込方法

以下の提出物を期日までに提出してください。

■ 提出物

① 堺市会計年度任用職員履歴書

半年以内に撮影した鮮明な写真 1 枚（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm、上半身、正面向き、脱帽、裏面に氏名及び生年月日を記入）を貼付してください。

② 資格の取得（見込）が確認できる書類（見込の証明がない場合は申立書）

- ・社会福祉主事任用資格証明書
- ・大学（短期大学を含む）の卒業（見込）証明書及び社会福祉主事の任用資格取得に必要な単位修得（見込）証明書（大学で資格を取得した者のみ）

※社会福祉士等の資格を有している方は、社会福祉士登録証（写）等のみで社会福祉主事任用資格取得の証明とします。

③ 面接カード

④ 返信用封筒（404 円の切手を貼付したもの）

※受験票送付用。定形（長型 3 号程度の大きさ）の封筒に、ご自身の郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、切手を貼付してください。

※必要に応じて職務経歴書を添付してください。

※昼間に確実に連絡できる連絡先（携帯電話番号等）を記載してください。

■ 提出方法

郵送	令和5年1月27日(金) 必着 (簡易書留とすること)
持参	令和5年1月27日(金) 17時00分まで(午後0時から午後0時45分までを除く)

■ 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課
(南海高野線堺東駅下車 徒歩5分 堺市役所本館7階)

※提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送することがあります。このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

※提出書類は一切お返ししません。

※受験に際して取得した個人情報は、堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

※2月10日(金)までに受験票が届かない場合には、堺市生活援護管理課(後掲「お問い合わせ先」参照)へ至急連絡してください。

5 結果発表

- (1) 令和5年2月下旬(予定) 合否にかかわらず本人に文書で通知します。
- (2) 電話による合否の問い合わせにはお答えできません。
- (3) 受験資格を満たさないことや、提出書類の記載事項を偽って記入したことが判明した時は合格を取り消します。
- (4) 受験者数にかかわらず、試験の成績によっては合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。

6 報酬・勤務条件等

(令和5年1月4日現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。)

報酬等	① 報酬月額 158,400 円 (週30時間勤務) ※本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり (上限10年) ② 期末手当 有 6月、12月に支給(合計2.5月分) ※任用初年度は割落とし有 ③ 通勤手当 有 ④ 福利厚生 厚生年金、健康保険、公務災害補償制度等 ⑤ 雇用保険 有 ⑥ 退職金 無
勤務形態	月曜日～金曜日(平日)のうち4日 (勤務曜日は配属先にて決まります) 午前9時00分～午後5時15分(休憩45分) 週30時間勤務 ※指定する日以外や時間外勤務を命じる場合があります。
休日	平日のうち1日(勤務曜日により決まります)・土曜日・日曜日・祝日・年末年始
休暇	年次有給休暇(20日)・特別休暇等 ※「堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程」等に基づき付与されます。

7 お問い合わせ先

堺市 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7412 (直通) / FAX 072-228-7853

※試験の内容に関する問い合わせには、一切お応えできません。